

定期監査の結果に関する報告
組織及び運営の合理化に資するための意見

令和6年2月

邑南町監査委員

目 次

定期監査の結果に関する報告

第1	監査の概要	1
1	監査対象	1
2	監査期間	1
3	監査項目	1
4	監査方法	1
第2	監査の結果	1
1	監査の結果及び指摘事項	1
	(1) 町税、使用料、負担金等の未収金の状況（過年度分）	2
	(2) 業務委託契約の執行状況調査	3
	(3) 町所管公用車の管理状況調査	3
	(4) 町が出資する団体の決算状況調査	4
	(5) 定期監査、決算審査時における懸案、指摘事項に関する措置状況調査	5
	(6) 下水道事業特別会計の公営企業化に向けた事前準備状況調査	6
	(7) 公表	6

意見

組織及び運営の合理化に資するための意見	7
---------------------	---

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査対象

一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険直営診療所事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計、電気通信事業特別会計、水道事業会計

2 監査期間

令和6年1月23日（火）、1月24日（水）、1月25日（木）の3日間

3 監査項目（本庁関係課、各支所を対象）

- (1) 町税、使用料、負担金等の未収金の状況（過年度分）
（令和5年10月31日現在の収納状況）
- (2) 業務委託契約の執行状況調査
（令和5年度業務委託契約事務執行状況（500万円以上））
- (3) 町所管公用車の管理状況調査（令和5年12月末現在）
- (4) 町が出資する団体の決算状況調査（直近の年度分）
- (5) 定期監査、決算審査等における懸案、指摘事項等に関する措置状況調査
 - ①「おおなん福祉会」への出資金に関する件
 - ②有価証券（株券）に関する調査
 - ③公有財産（土地・建物等）における管理事務体制に関する件
- (6) 下水道事業特別会計の公営企業会計化に向けた事前準備状況調査

4 監査の方法

関係書類及び諸帳簿等を照合するとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第2 監査の結果

1 監査の結果及び指摘事項

各課から提出された定期監査資料の関係諸帳簿、書類等を点検監査した結果、監査の詳細は以下のとおりである。

なお指摘事項、指示事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、地方自治法第199条第14項の規定による措置状況の通知を行っていただきたい。

(1) 町税、使用料、負担金等の未収金の状況（過年度分）

ア 監査結果

・該当課から、令和5年10月末における過年度分の未収金の状況について、書類審査と聞き取り調査を行い、前年の同時期と比較した。また、次年度へ繰り越した同未収金について適切に対応されているかについて調査した。

未収金(過年度分)の収納状況（繰越事業に係る未収特財を除く）

(単位：千円)

区 分	令和4年10月末 未収金額 ①	令和4年度末 未収金決算額	令和5年10月末 未収金額 ②	差引比較額 ②-①
町 民 税	2,417	3,297	2,504	87
固 定 資 産 税	17,149	17,632	15,387	△ 1,762
軽 自 動 車 税	1,487	1,795	1,587	100
農林水産事業分担金	1,302	488	488	△ 814
民 生 費 負 担 金	216	216	216	0
土木使用料(公営住宅)	115	693	14	△ 101
教育使用料(住宅、公民館)	33	33	33	0
住宅新築資金貸付元利入	6,048	5,875	5,388	△ 660
雑 入	12,000	12,128	12,108	108
一 般 会 計 合 計	40,767	42,157	37,725	△ 3,042
国民健康保険税	22,833	24,242	20,175	△ 2,658
後期高齢者医療保険料	412	629	547	135
下水道使用料、分担金 手数料、雑入	4,527	5,540	5,174	647
ケーブルテレビ加入負担等	575	960	680	105
特 別 会 計 合 計	28,347	31,371	26,576	△ 1,771
水道事業会計	5,567	46,902	6,211	644
合 計	74,681	120,430	70,512	△ 4,169

・令和4年度決算時の未収金1億2,043万円のうち、令和5年10月末までに4,991万8千円(41.4%)が徴収されている。この時点で、7,051万2千円が未収となっており、前年同期と比べて416万9千円減少している。この中で、上水道、下水道使用料については、年々未収金が増えている傾向にある。

・未収金の中では令和3年度以前のものが88.9%を占めており、さらに5

年以上未収のものが3, 221万7千円(45.7%)となっている。

イ 指摘事項

- ・特になし

ウ 指示事項

- ・債務者の実情を調査し、引き続き徴収に向け努力されたい。

(2) 業務委託契約の執行状況調査

ア 監査結果

- ・令和5年12月末までに業務委託契約が締結された500万円以上の業務委託事業について、契約締結等が適切に行われているか調査した。

委託業務数	うち長期契約	契約方法		備考
		競争	随契	
69	6	13	56	

- ・随意契約中の殆どは、契約理由が、地方自治法施行令第167条の2第1項2号「性質又は目的が競争入札に適しないもの」によるもので、今まで数年契約締結していた業者によるものである。また、プロポーザルによるものが2件あった。

- ・事前執行伺いや入札、見積合わせ事務、契約書作成等について特に問題はなかった。

イ 指摘事項

- ・特になし

ウ 指示事項

- ・特になし

(3) 町所管公用車の管理状況調査

ア 監査結果

- ・町が所有する公用車(令和4年度決算期147台)について、管理が適切に行われているか実態を調査した。

- ・「邑南町公用自動車管理規則」に規定する公用車原簿は2部備え総務課と所管等に置くことになっているが、所管課に置かれていない。

- ・公用車の所管課が本庁と支所において必ずしも明確でなく、また、公用車の移動等について総務課と所管課で連携が十分でない。

- ・リース車や貸与車における契約書は締結されており、また、使用簿及び運行記録簿は、各公用車に備えられている。

イ 指摘事項

- ・特になし

ウ 指示事項

- ・ 邑南町公用車管理規則（平成16年10月1日規則第8号）について、様式等現状に合わせ改正されたい。
- ・ 使用されていない公用車については積極的に廃車手続きをされたい。

(4) 町が出資する団体の決算状況調査

ア 監査結果

- ・ 邑南町監査基準（令和2年4月1日施行）及び地方自治法199条第7項の規定にもとづき、町が出資する資本金その他これに準ずるものについて、監査の必要があると認め、令和5年度1月定期監査時点における、監査対象の出資団体及び所管課が実施した事業及び会計事務その他の事務の執行が、当該出資の目的に沿って行われているかについて、関係書類の確認を行うとともに、所管課職員からの説明を聴取し、監査手続を実施した。
- ・ 監査対象の団体等は次表のとおりである。 （金額単位：千円）

対象団体	出資金		出資比率 (%)	所管課
	総額	本町の額		
島根県農業信用基金協会	4,474,340	11,650	0.3%	財務課
地方公共団体金融機構	16,602,000	1,500	0.0%	財務課
邑智郡森林組合	404,942	34,765	8.6%	産業支援課
公益社団法人 島根県林業公社	450,000	18,800	4.2%	産業支援課
合同会社アグリサポートおーなん	47,338	44,018	92.9%	産業支援課
おおなんきらりエネルギー株式会社	10,000	5,000	50.0%	地域みらい課

- ・ 監査の主な着眼点は次表のとおりとした。

主な着眼点	
出資団体等	所管課
<ul style="list-style-type: none">・ 出資目的に沿った事業運営が行われているか。・ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。・ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。・ 経営成績及び財政状態は良好か。	<ul style="list-style-type: none">・ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

イ 指摘事項

・社会福祉法人 おおなん福祉会については、令和4年度決算審査において出資対象外の法人であることが判明しており、定期監査における監査対象団体等から除外したが、監査日時点では投資その他資産のままとなっており、適正な処理を求める。

ウ 指示事項

・合同会社 アグリサポートおーなん については、地方自治法199条第7項に定める出資金の1/4以上を出資する団体で、決算書における監査の着眼点の項目については適正であったが、出資金の約93%を占める本町の現物出資の評価等については、試査による監査では出資金額の適否の確認は出来ないが、可能な限りの出資金の評価について精査が求められる。

・おおなんきらりエネルギー株式会社 については、地方自治法199条第7項に定める出資金の1/4以上を出資する団体で、設立直後の事業年度で、事業収益が無く必要経費を短期借入金で補ったことで当期純損失となっているが、事業運営における財務状況は注視が求められる。

・本町の出資比率が高い出資団体等については、公共サービスに準じた事業を展開し、行政の補完的な役割を果たす役割もあることから、当該団体の経営成績、財政状態を十分把握しなければならないが、監査におけるヒアリングでは当該団体等から決算書等を徴求していることは確認できたが、出資団体を直接管理する所管課を含め、経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督が求められる。

(5) 定期監査、決算審査等における懸案、指摘事項等に関する措置状況調査

①「おおなん福祉会」への出資金関する件

ア 監査結果

・町村合併以前に「おおなん福祉会」に対し500万円が出資されており、これが社会福祉法人に出資することが適正でないため、町の資産権利の扱いについて検討するよう指摘しているが、その措置状況を聴取したところ未だそのままとなっている。

イ 指摘事項

・過去の支出は「寄付金」又は「補助金」的な扱いと考えて、権利が残る「出資金」という財産は適当でないため消滅させる等、適正な措置を求める。

②有価証券（株券）に関する調査

ア 監査結果

・町が保有する以下の株券について、株数や配当金の配当状況等を確認した結果は特に問題はなかった。

○ (株) みずほファイナンシャルグループ	400株	20,000円
○ (株) 山陰中央新報社	6,000株	300,000円
○ (株) 山陰放送	400株	200,000円

イ 指摘事項、指示事項

- ・特になし

③公有財産（土地・建物等）における管理事務体制に関する件

ア 監査結果

- ・決算審査時において、土地、建物の財産管理事務を担当する関係課が緊密に連携されていないため、数値の不一致が見受けられたので、これの対策を要請していた。

【関係課】 公有財産台帳（総務課）
 固定資産台帳（財務課）…公会計
 公共施設等総合管理計画（建設課）

- ・その後の措置状況を聴取したところ、検討は始まっているが未だ進捗していない。

イ 指示事項

- ・早急に関係課で協議を進め、体制を構築すること。

(6) 下水道事業特別会計の公営企業化に向けた事前準備状況調査

ア 監査結果

- ・令和6年度から下水道事業が企業会計に移行するため、引継ぎ資産の検証やこれを基にした予定貸借対照表等の準備状況を聴取したところ、準備は概ね順調に進んでいるということである。

イ 指摘事項、指示事項

- ・特になし

(7) 公表

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに告示する。指示事項については、全機関に対し文書で通知する。なお、指摘、指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 町に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は「指摘」とする場合がある。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

組織及び運営の合理化に資するための意見

公共団体の会計は、現在は発生主義会計で行われており、この中での土地、建物、備品等の資産価値の認識がいくらか薄い状況と思えるが、これからは企業的感觉の公会計が議論され、資産価値が重要視される動きにある。

本町でもインフラ資産を含め多くの公共施設を管理しているところであるが、これの管理、整理業務が益々重要である。

従って、現在関係課が分散して業務を行っている状況が見受けられるので、資産全体を総括する組織が必要と思われる。

以上、地方自治法第199条第10項の規定により意見を提出するものである。